

平成19年に 所得が減って所得税が かからなくなった人へ

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済みの平成19年度分の市県民税から税源移譲により増額となった市県民税相当額を申告により還付します。

平成18年と平成19年の 所得変動にかかる経過措置

国から地方への税源移譲に伴う税制改正により、平成19年度の市県民税の税負担が増え、その反面、平成19年分の所得税の税負担が軽減されることで、「所得税+市県民税」の税負担は変わらない仕組みになっています。

しかし、平成19年中の所得が大きく減少し、所得税がかからなくなってしまう場合、所得税率の変更に伴う税負担の軽減

の影響を受けず、市県民税の税率変更による税負担の増加の影響のみを受けることとなります。このような平成18年中と19年中の所得の変動による税負担増を調整するため、平成19年度の市県民税額を税源移譲前の市県民税額まで減額する経過措置が設けられました。

●対象となる人

下の図のとおりです。

(1)と(2)の両方に該当する人が対象となります。

(1)

平成19年度市県民税の課税所得金額^{※1}
(分離課税分を除く)



「平成19年度市県民税の人的控除額」と「平成18年分の所得税の人的控除額」の差のそれぞれの合計額^{※2}

(2)

平成20年度市県民税の課税所得金額^{※1}
(分離課税分を除く)



「平成20年度市県民税の人的控除額」と「平成19年分の所得税の人的控除額」の差のそれぞれ合計額^{※2}

※1 課税所得金額とは、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※2 『人的控除額の差の合計額』とは、所得税と市県民税で額の異なる所得控除のうち、「基礎控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」、「扶養控除」、「障害者控除」、「寡婦（夫）控除」、「勤労学生控除」のそれぞれの差の合計額です。例えば、「基礎控除」および「配偶者控除」はどちらも所得税控除額38万円、市県民税の控除額33万円であり、それぞれの差額は5万円となりますので、『人的控除額の差の合計額』は10万円となります。

納税通知書を ご確認ください

地方税法の改正により市県民税の内容が一部改正になっています。「平成20年度市県民税納税（税額）通知書」がお手元に届きましたら、内容をよくご確認ください。なお、特別徴収（給料引き）の人は勤務先を経由して通知します。

■ 次の点が改正になっています。
該当の人はご確認ください。

1. 地震保険料控除の創設
2. 税源移譲に伴う住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）に係る調整措置
3. 高齢者非課税措置の廃止（下表のとおり）

区分	均等割			所得割
	市民税	県民税	計	
平成18年度	1000円	400円	1400円	所得割額の1/3課税
平成19年度	2000円	900円	2900円	所得割額の2/3課税
平成20年度	3000円	1500円	4500円	全額課税

※平成19年中の年金等の収入が例年と変わらなくても、負担は増えることとなります。

軽自動車税・自動車税は、 6月2日(月) までに納めましょう

軽自動車税（市税）・自動車税（県税）は、毎年4月1日現在の登録（届出）に基づいて課税されます。

20年度分の納期期限は6月2日(月)です。最寄りの金融機関などで納めてください。

なお、軽自動車税・自動車税の領収書についている納税通知書は車検を受けるときに必要ですので、大切に保管してください。

■ 問い合わせ

[軽自動車税] 税務課市民税係 (TEL) 210214

[自動車税] 岡山県備中県民局税務部
(TEL) 086-425-2111

● 計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。すでに納付済みの場合は還付します。

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額。

● 手続き

〈申告書の提出期間〉

7月1日(火)から31日(木)まで
〈提出先〉

「減額申告書」を税務課へ提出してください（提出先は平成19年1月1日現在でお住まいの市町村）。

なお、平成19年度と20年度の課税状況を確認の上、市県民税当初賦課の時点で対象になる人には、6月中に申告用紙をお送

りします。減額対象に思われる人で、申告用紙が届かない場合は、税務課へお問い合わせください。

ただし、平成19年中の収入がない人で、市県民税の申告をしていない人は、「収入なし」の申告をしていただくようになります。

※平成19年中に亡くなった人や海外へ転出し平成20年1月1日現在国内に居住していない人、寄付金控除額などの人的

控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されませんのでご注意ください。

■ 問い合わせ 税務課市民税係
(TEL) 210214